

# UBC情報

発行： 2025年9月1日

No. 303

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

9月分からの社会保険料は、算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額が適用されます。給与計算の際には、注意しましょう。

## トピックス

### 相続等した土地の評価に適用する路線価等

相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となる令和7年分の路線価等が公表され、全国の平均変動率は前年比2.7%のプラスとなり4年連続で上昇しました。

#### ◆35都道府県が前年比で上昇

都道府県別の平均変動率をみると35都道府県が前年を上回っており、上昇率は東京都の8.1%が最も高く、次いで沖縄県(6.3%)、福岡県(6.0%)と続きます。また、路線価の全国トップは40年連続で東京都中央区銀座5丁目「銀座中央通り」となり、その価額は1㎡当たり4808万円となっています。

毎年公表される路線価及び評価倍率は、その年の相続や贈与で取得した土地等の評価額を計算する際に使用するもので、路線価が定められている地域は形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて算出します。一方、路線価が定められていない地域では固定資産税評価額に評価倍率を乗じて算出します。

#### ◆居住用宅地等の相続税評価額を減額する特例

相続で被相続人の財産を取得した場合、相続財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超えると相続税が課税されるため、路線価等で土地の評価額を把握しておくことが重要です。

また、被相続人の居住又は事業に使われていた宅地等を相続する場合、一定要件を満たすことで評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」の適用がポイントになります。例えば、被相続人の居住用宅地を配偶者や同居していた親族が取得した場合は、この特例を適用することで330㎡まで評価額を80%減額できます(配偶者や同居親族がいない場合は一定要件を満たす別居親族も適用可能)。

### NISA口座の金融機関を変更する場合

金融庁が公表した「NISA口座の利用状況調査」によると、令和6年12月末時点でNISA口座数は約2559万口座に達しています。

#### ◆金融機関の変更手続きを行う場合は

NISA口座の開設は1人1口座とされていますが、所定の手続きにより年単位で金融機関を変更することができます。

金融機関を変更した場合は複数の金融機関でNISA口座を開設したことになりますが、各年分においてNISA口座で買付けができるのは1人につき1金融機関に限られますので、買付けを行った年分について金融機関を変更することはできません。

また、金融機関の変更手続きは、変更したい年の前年10月から当年9月までに行う必要があります。例えば、令和8年からNISA口座の金融機関を変更する場合は本年10月から令和8年9月までに手続きを行います。その際、令和8年1月以降に変更前の金融機関のNISA口座で買付けがあった場合は金融機関を変更することはできません。

#### ◆金融機関を変更した場合の留意点

金融機関を変更した場合、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。また、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等の配当金や売買益については、売却しない限り引き続き非課税の適用が受けられます。

なお、1800万円(つみたて投資枠600万円+成長投資枠1200万円)の非課税保有額は、変更前の金融機関のNISA口座で保有している投資信託等の買付代金を含めて判定します。

#### ◆スポットワークを利用する際の注意点等◆

雇用仲介を行う事業者が提供するアプリを利用して、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約で働く「スポットワーク」の利用者が増加しており、厚労省は労務管理上の注意点を公表しています。

＜労務管理上の主な注意点＞

◎労働契約締結……スポットワークでは事業主と労働者が直接労働契約を締結するため、事業主には労働基準法等を守る義務が生じます。まずは労働条件通知書を交付するなど労働条件の明示が必要です。

◎労働契約の成立時期……雇用仲介アプリに掲載した求人が面接等を経ることなく先着順で就労が決定するもので別途特段の合意がない場合は、掲載した求人に労働者が応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立すると考えられます。

◎事業主都合で休業させる場合……労働契約成立後に事業主の都合で仕事の中止又は早上がりをさせる場合は、労働者に休業手当を支払う必要があります。

◎労災保険の適用……労働契約成立後、通勤途中又は仕事上の怪我などは労災保険が適用されます。

＜税務事務の取扱い＞

◎給与支払い時の所得税の源泉徴収……給与を時給又は日給で支払う際の所得税の源泉徴収は、源泉徴収税額表の丙欄を適用します。そのため、1日の給与が9300円以上となる場合は源泉所得税を差し引いて支給します。

◎給与支払報告書の作成……給与支払報告書は原則として全労働者の提出が必要ですが、特例として年間の支払額が30万円以下の退職者は提出を省略できるとされています（ただし、多くの市区

#### ◆協会けんぽによる「資格確認書」の送付◆

昨年12月2日に従来の健康保険証は新規発行が停止となり、「マイナ保険証」が基本となりました。従来の保険証の使用は有効期限まで（有効期限がない保険証は本年12月1日まで）となっており、マイナ保険証を保有していない方には保険証の代わりとなる「資格確認書」が交付されます。

多くの中小企業が加入する協会けんぽは、従来の保険証が発行されている被保険者で本年4月末時点でマイナ保険証を保有していない方に対し、7月下旬から10月下旬に資格確認書を送付します。

#### ◆インボイスの書面交付に手数料を求める場合◆

インボイス発行事業者は、取引の相手方である課税事業者からの求めに応じてインボイスを交付する義務が生じますが、インボイスの記載事項を電子データで提供する方法も可能です。

国税庁は、電子データで提供することとしている事業者が取引先から書面での交付を求められた際に、印刷代に係る実費相当分の手数料等の金銭的負担を相手方に求める場合は、当該手数料等が事務負担等に係る費用として社会通念上相当と認められるものであれば問題はないとしています。

なお、受領する手数料等は課税資産の譲渡等の対価に該当するため、当該手数料等についてもインボイスの交付義務が生じます。

#### ◆従業員等に食事を支給する場合の取扱い◆

会社が従業員等に対して食事を支給する場合、①従業員等が食事の価額の半分以上を負担していること、②会社の負担額が月額3500円（税抜）以下であることのいずれも満たしていれば給与として課税しないとされています（要件を満たさない場合は食事の価額から従業員等が負担した金額を控除した残額を給与として課税）。

「月額3500円以下」となっている非課税限度額は、40年以上見直しが行われておらず、物価の上昇が続いていることから、政府の骨太の方針において速やかに見直す旨が明記されています。

なお、残業又は宿日直を行う際に支給する食事は、無料で支給しても給与として課税されません。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 303

発行：2025年  
9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医療研究会

## 総合福祉

### 事業活動計算書各論

#### サービス活動費用② 事業費・事務費・その他

#### 1. 事業費と事務費

事業費は利用者のために直接要した経費をいい、事務費は本部及び施設の運営事務に要した経費をいいます。詳細は、運用上の取扱い別添3「2. 事業活動計算書勘定科目の説明」に示されています。なお、事業費に固有の勘定科目、事務費に固有の勘定科目、事業費・事務費に共通する勘定科目があります。また、事務費の修繕費については、資本的支出と修繕費の区分という留意点があります。

| 事業費に固有の勘定科目                                                                                       | 事務費に固有の勘定科目                                                                                | 共通する勘定科目          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 給食費、介護用品費、医薬品費、診療・療養等材料費、保健衛生費、医療費、被服費、教養娯楽費、日用品費、保育材料費、本人支給金、消耗器具備品費、教育指導費、就職支度費、葬祭費、車輛費、棚卸資産評価損 | 福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、土地・建物賃借料、租税公課、保守料、渉外費、諸会費 | 水道光熱費、燃料費、保険料、賃借料 |

前掲の表のうち、「水道光熱費」「燃料費」「保険料」「賃借料」は、事業費と事務費に共通する勘定科目です。これらの費用が発生した際、事業費と事務費のいずれかに、もしくは双方に配分して計上すべきかの判断が必要となります。

ただし、措置費・保育所運営費の弾力運用が認められないケースを除き、上記4科目について事業費に一括計上することができます。

#### 2. 利用者負担軽減額

利用者負担軽減額とは、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度に基づく利用者負担軽減額のことです。低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としています。軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額となっています。軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わないことになっています。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定します。

#### 3. 減価償却費

社会福祉法人会計における減価償却計算は、減価償却の対象、減価償却の単位、減価償却の方法、残存価額の設定、耐用年数・償却率等、一般事業会社と基本的に同じですが、拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費に関しては、課長通知17（6）により、次の通り配分を行うことになります。



ア：複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。

イ：ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。

実務上、減価償却費の配分計算ではなく、減価償却の基礎となる固定資産を取得時から面積按分により各拠点区分又はサービス区分にそれぞれ計上し、減価償却費もその固定資産価額を基礎に計上する方法も考えられます。その際、例えば、1つの建物が、特養・ショートステイ・デイサービスで使用される場合に、①一旦特養で全額支出し、面積按分等の相当額をショートステイ・デイサービスに対する区分間貸付金（ショートステイ・デイサービスでは「固定資産/区分間借入金」）としておき、後日資金負担額を回収する方法、②特養からショートステイ・デイサービスに「固定資産移管損益」で移管させる方法、が考えられます。

4. その他の事業費用

その他の事業費用として、就労支援事業費用、授産事業費用、退職共済事業費用、国庫補助金等特別積立金取崩額、貸倒損失額、貸倒引当金繰入、徴収不能額、徴収不能引当金繰入、があります。また、上記のいずれにも属さないサービス活動による費用については、「その他の費用」として表示します。

5. 資本的支出と修繕費

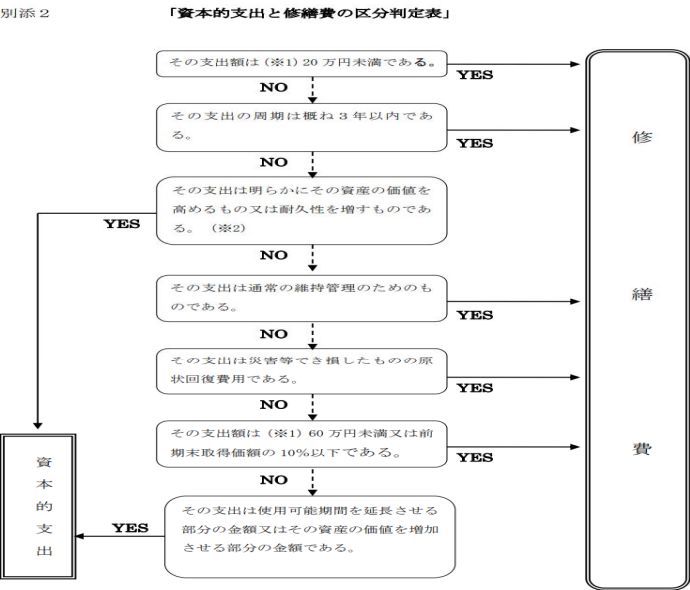
固定資産の性能向上や改良、耐用年数を延長するために要した支出は資本的支出として固定資産に計上します。他方、固定資産の本来の機能を回復するために要した補修等の支出は修繕費として計上します。資本的支出と修繕費の区分は、その判断に困難を伴う場合があります。実務上はモデル経理規程細則の判定表が参考になります。

（資本的支出と修繕費の区分）

第1条 経理規程第49条第1項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

第2条 固定資産に関わる支出が、前条の資本的支出と経理規程第49条第2項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別添2の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

（社会福祉法人モデル経理規程 細則 全国社会福祉施設経営協議会 平成24年2月3日）



※1 法人は、固定資産の計上基準を参酌し、合理的な金額を定めることができるものとする。  
※2 次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。  
① 避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額  
② 用途変更の為の模様替え等改造改装に直接要した金額  
③ 固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額

◀内部管理上、出納職員・会計責任者・統括会計責任者の押印欄を設定し、出納職員様が1人で判定したことにせず、相互牽制して判断することが必要です。

